

令和元年度 多治見市一般会計等財務書類 注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・取得原価

②出資金

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 6 年～60 年

物品 2 年～15 年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。)

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（定期預金）

基金に属するものは含んでいません。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことになったものと認められる場合に資本的支出として計上します。なお、区分が不明な場合は、金額が60万円未満であるときに修繕費として処理します。

2. 重要な会計方針の変更等

変更はありません。

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

多治見駅北土地区画整理事業について、令和2年度から多治見駅北土地区画整理事業特別会計が廃止されます。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

保証債務及び損失補償債務はありません。

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものはありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

土地取得事業特別会計

市営住宅敷金等特別会計

多治見駅北土地区画整理事業特別会計

②一般会計等と普通会計の対象範囲の差異

差異はありません。

③出納整理期間及び会計年度末の計数について

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

<令和元年度>

実質赤字比率 －％

連結実質赤字比率 －％

実質公債費比率 △3.0％

将来負担比率 －％

⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 4,563 千円

(内訳)

利子補給 4,563 千円

⑦繰越事業に係る将来の支出予定額 3,650,332 千円

(内訳)

繰越明許費 2,229,291 千円

継続費の通次繰越額 1,400,391 千円

事故繰越し 20,650 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲 庁内組織において売却予定とされている公共資産

イ 内訳 事業用資産 75,241 千円 (17,052 千円)

土地 75,241 千円 (17,052 千円)

令和2年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

上記の括弧書きは貸借対照表における簿価を記載しています。

②地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

42,497,919 千円

③地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 22,981,201 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 61,909 千円

将来負担額 47,540,924 千円

充当可能基金額 22,961,201 千円

特定財源見込額 935,295 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 42,497,919 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支 △721,290 千円

②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	43,081,447 千円	39,429,326 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	170,072 千円	160,133 千円
繰越金・歳計剰余金処分に伴う差額	△3,115,231 千円	1,500,000 千円
資金収支計算書	40,136,288 千円	41,089,459 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（土地取得事業特別会計、市営住宅敷金等特別会計、多治見駅北土地地区画整理事業特別会計）の分だけ相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しません。また、歳入歳出決算書では歳計剰余金処分による積立支出は計上しませんが、公会計では計上するため、その分だけ相違します。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	3,233,242 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	760,152 千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	424,629 千円
減価償却費	△4,454,156 千円
賞与等引当金繰入額	△425,399 千円
徴収不能引当金繰入額	△12,057 千円
資産除売却損	△2,846,572 千円
資産売却益	219,745 千円
その他（経常収益）	130,867 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△2,969,549 千円

④一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 2,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 － 千円